

独立行政法人北方領土問題対策協会の業務方法書の一部変更

業務方法書第1条及び第8条第2項第1号に係る貸付利率、限度額および用途等の一部を以下により、変更をすることとしたい。

○ 変更内容

1. 命令改正による変更

第1条の「独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令（平成15年内閣府・農林水産省令第12号）第1条」を「独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令（平成15年内閣府・農林水産省令第12号）第2条」に変更

2. 貸付利率の一部変更（4月・10月の定例変更）

直近月（3月）の基準利率に併せて、当協会の貸付利率を変更

資金の種類	基準資金の利率		当協会貸付利率	
	9月	→ 3月	現行	→ 変更後
事業資金	1.40%	→ 1.60%	1.12%	→ 1.28%
	(漁業近代化資金)			
経営資金	1.85%	→ 1.95%	1.48%	→ 1.56%
(償還期限1年超3年以内)	(日本政策金融公庫)			
住宅資金	2.255%	→ 2.738%	1.80%	→ 2.19%
	(フラット35)			

(なお、経営資金〈償還期限1年以内〉については、基準としている北海道漁業振興資金の利率に変更がないため、現行の1.20%)

3. 貸付限度額の一部変更

漁業資金 3,000万円 ⇒ 6,000万円

農林資金 1,800万円 ⇒ 3,500万円

住宅資金

住宅改良資金 500万円

住宅新築資金 1,800万円

土地取得資金 500万円

各々所要額の8割以内

⇒ 住宅資金 3,000万円
所要額の9割以内

4. 貸付金の用途等の一部変更

上記住宅資金の一本化により、住宅資金における貸付金の用途、償還期限及び据置期間の各区分を統合

貸付利率の設定方法について

貸付資金のうち、事業資金、経営資金、住宅新築・改良資金（土地取得資金を含む）、について下記のとおり利率を設定する。

記

1. 事業資金の利率は、漁業近代化資金の「20 t 未満漁船資金」の利率の 80%の水準に設定する。

(基準金利)		(設定水準)		(北対協利率)	
1.60	×	80%	=	1.28	<u>※現行より引き上げ</u>

2. 経営資金の利率のうち、償還期限 1 年以内の貸付金は、北海道の制度資金である「漁業振興資金」の利率の 80%の水準に、償還期限 1 年超 3 年以内の貸付金は、日本政策金融公庫の「経営改善貸付」の利率の 80%の水準にそれぞれ設定する。

【償還期限 1 年以内】

(基準金利)		(設定水準)		(北対協利率)	
1.50	×	80%	=	1.20	<u>※現行と同率</u>

【償還期限 1 年超 3 年以内】

(基準金利)		(設定水準)		(北対協利率)	
1.95	×	80%	=	1.56	<u>※現行より引き上げ</u>

3. 住宅新築・改良資金（土地取得資金を含む）の利率は、住宅金融支援機構と民間金融機関の提携による証券化ローン「フラット 35」の全国平均利率の 80%の水準に設定する。

(基準金利)		(設定水準)		(北対協利率)	
2.738	×	80%	=	2.19	<u>※現行より引き上げ</u>

4. 利率は概ね 6 ヶ月ごと（4 月と 10 月）に見直し、直近月の上記利率を基準に決定する。ただし、特段の事情が生じた場合は適確に対処する。

5. 上記 1～3 の算出にあたっては、小数点第 3 位以下を切り捨てするものとする。